

## 学校法人山田学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人山田学園寄附行為第5条に定める理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類と額)

第2条 役員報酬の種類及び額は、次のとおりとする。  
(1) 役員の種類は、月額報酬と臨時報酬とする。  
(2) 役員の種類は、別表1のとおりとする

(支給日)

第3条 月額報酬及び臨時報酬（5月）の支給日は、職員の給与支給日に準ずるものとする。  
2 臨時報酬（理事会開催時）の支給日は、理事会開催日に支給するものとする。

(中途就任等)

第4条 月の途中で就任又は、辞任した場合には、月額報酬の全額を支給する。  
2 臨時報酬(5月)は、支給日現在に在職する監事に支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃については、理事会の承認を得なければならない。

別表1 役員報酬表

(単位・円)

役職名	月額報酬	臨時報酬	
		理事会開催時	5月
理事長	50,000	0	0
理事	20,000	0	0
監事	0	20,000	200,000

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。